

◎新潟県告示第1394号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年11月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
あがの市民病院 居宅介護支援事業所	阿賀野市岡山町13-23	水原郷病院 居宅介護支援事業所	あがの市民病院 居宅介護支援事業所	H27.10.1
あがの市民病院 訪問看護ステーション	阿賀野市岡山町13-23	水原郷病院 訪問看護ステーション	あがの市民病院 訪問看護ステーション	H27.10.1
あがの市民病院（介護予防）短期入所療養介護	阿賀野市岡山町13-23	水原郷病院（介護予防）短期入所療養介護	あがの市民病院（介護予防）短期入所療養介護	H27.10.1
あがの市民病院 介護療養型医療施設	阿賀野市岡山町13-23	水原郷病院 介護療養型医療施設	あがの市民病院 介護療養型医療施設	H27.10.1
あがの市民病院 介護老人保健施設五頭の里	阿賀野市岡山町13-23	水原郷病院 介護老人保健施設五頭の里	あがの市民病院 介護老人保健施設五頭の里	H27.10.1